

座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議幹事会 議事録

1 日時

平成29年12月18日（月）10：30～11：00

2 場所

官邸3階南会議室

3 出席者

西村内閣官房副長官、古谷内閣官房副長官補、開出内閣官房内閣審議官、小野田内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、山下警察庁生活安全局長、樹下警察庁刑事局長、渡辺総務省総合通信基盤局長、名執法務省人権擁護局長、常盤文部科学省生涯学習政策局長、高橋文部科学省初等中等教育局長、定塚厚生労働省社会・援護局長、寺澤経済産業省商務情報政策局長

4 議事内容

（開出内閣官房内閣審議官からの説明）

- ・資料1「有識者ヒアリングの概要」について説明いたします
- ・今回のヒアリングでは、1の選定方針にありますとおり、ヒアリング対象者として、自殺対策に取り組んでいるNPO法人等の団体、情報法・刑事法に関する学識経験者、SNS事業者等、計12名の方々を選定いたしました。
- ・計3回にわたり実施した結果、事業者間、関係者間での情報・対策の共有が必要である、犯罪につながる可能性のある書き込みの削除に関するSNS事業者等への協力要請等が必要である、SNS等のICTを活用した相談窓口への誘導や相談対応が必要である、自殺総合対策大綱に掲げる施策の確実な実行が必要であるなどの御指摘・御要望をいただきました。
- ・資料2-2「座間市における事件の再発防止策について」（案）の内容を説明いたします。資料2-1の「概要」を御覧ください。本文書は、各省庁において、対策の具体化を精力的に進めていただいた成果を取りまとめたものです。
- ・SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策については、自殺の誘引情報の削除等に対する事業者・利用者の理解の促進、事業者・関係者による削除等の強化を進めてまいります。
- ・また、インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策については、ICTを活用した相談機能の強化、若者の居場所づくりの支援等を進めてまいります。
- ・加えて、インターネット上の有害環境から若者を守るための対策についても進め

てまいります。

- ・ 今後は、政府一体となって、関係者の協力を得つつ、再発防止策に迅速に取り組むこととし、その推進状況についても、確実に検証・報告を行ってまいります。

(各構成員からの発言)

○樹下警察庁刑事局長

- ・ 捜査の状況について説明いたします。被疑者については、12月11日、横浜市内の女性に対する殺人罪等で再逮捕したところであり、これまでに立件した事件の被害者は2名となりました。
- ・ これまでの捜査から、被疑者は、ツイッターを利用し、「死にたい」などの投稿をしていた被害者らに対して、「一緒に死にませんか」などと返信をしたりすることにより被害者らと接触し、待ち合わせの日時や場所についてやり取りを行っていたことが明らかとなっております。
- ・ また、被疑者は被害者らについて、「死にたいと言った人はいなかった」、「ただ話し相手が欲しい、寂しいというようなことを感じた」などと供述しております。自殺願望を投稿していた被害者らの心の叫びに付け込んだ極めて卑劣な手口によるものとみられます。
- ・ 捜査は長期化することが予想されますが、引き続き、徹底した捜査により、事件の全容を解明してまいります。

○山下警察庁生活安全局長

- ・ 自殺に関する書き込みの削除依頼を推進するため、必要な予算を確保し、来月から、人を自殺に誘引・勧誘する情報等について、新たにインターネット・ホットラインセンターへの業務委託の対象とするほか、違法・有害情報相談センターとも連携し、削除依頼を促進します。
- ・ また、自殺に関する書き込みのモニタリングを強化するため、サイバー防犯ボランティア団体に協力を依頼し、この冬休み期間中に集中的なパトロール、通報活動を実施してもらうほか、必要な予算を確保し、来月からは、サイバーパトロール業務を新たに民間団体に委託する予定です。
- ・ さらに、SNS事業者等から成る「青少年ネット利用環境整備協議会」が、12月6日に公表した緊急提言を受け、今回の事件にあるような自殺に関する書き込みへの積極的な対処等の取組を実効あるものとするため、引き続き、協議会の活動に協力していきます。
- ・ 加えて、SNS利用者等に対する教育、広報啓発活動を推進するため、今回の事件を踏まえた広報資料を年内に作成し、都道府県警察、サイバー防犯ボランティア団体等において活用していきます。

- ・なお、警察としては、引き続き、緊急性の高いインターネット上の自殺予告事案にしっかりと対処するとともに、人命を救助した者に対しては相談窓口の紹介を行っていきます。
- ・今後とも関係機関・団体等と緊密に連携し、今回のような悲惨な事件が二度と起こらないよう、対策に取り組んでまいります。

○定塚厚生労働省社会・援護局長

- ・インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策については、資料5に記載の3つの柱で対策を進めてまいります。
- ・第1は、ICTを活用した相談窓口への誘導を強化することとし、厚生労働省ホームページにおける相談窓口情報の追加・整理を行い、SNS等による相談窓口を含めて紹介できるようにします。
- ・第2ですが、SNS等を活用した相談対応を強化します。広く若者一般を対象とするSNSによる相談事業を、来年3月の「自殺対策強化月間」から開始します。事業の実施状況を検証しながら、相談支援ノウハウを集約したガイドラインの作成や、相談員の研修を実施します。また、IP電話に対応した公的な相談窓口の設定について検討し、実施します。
- ・第3ですが、若者の居場所づくりの支援を行います。ゲートキーパーの養成等、若者からのSOSを受け止めて支援する方策も組み合わせた、新たな居場所づくりのモデルを作成することとします。
- ・このほか、新たな「自殺総合対策大綱」に盛り込んだ子ども・若者の自殺対策を更に推進し、若者への「生きることの包括的な支援」を進めます。
- ・その際、従来より地方公共団体や民間団体に対して行ってきた経済的な支援について、SNS等を活用した相談や居場所づくりへ、より積極的に活用されるようにします。
- ・さらに、各省庁の自殺対策の総合調整を行う立場から、この再発防止策の今後の検証において役割を果たしていきます。
- ・また、今回の再発防止策に限らず、「自殺総合対策大綱」に掲げた様々な施策が確実に実施されるよう、各施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価するため、平成30年度に自殺対策に関する有識者会議を立ち上げ、PDCAサイクルの徹底を図ることとします。
- ・こうした取組を通じて、関係省庁と連携しながら、再発防止策を推進することとします。

○渡辺総務省総合通信基盤局長

- ・SNS等における自殺に関する不適切な書き込みへの対策として、資料6の2枚目に3点記載しております。

- ・第1に、事業者は事業者団体の契約約款モデル条項等を参考に、自殺誘引情報等の書き込みについて利用規約等に基づき削除等の対応をしてきています。その徹底のため、自殺誘引情報等の書き込みの禁止を利用規約等に明記し、利用者に注意喚起するとともに、その規定を適切に運用することについて、事業者への周知を行うよう、12月7日に事業者団体に対して改めて要請しています。
- ・第2に、e-ネットキャラバンを活用し、自殺誘引情報等の書き込みは利用規約等に違反することを伝えていくなど、SNS等の適正利用を促してまいります。
- ・第3に、違法・有害情報相談センターで受け付けた相談のうち、自殺誘引情報等、インターネット・ホットラインセンターへの通報が適切なものについて、相談者に通報を案内するなど、両センター間の連携強化を図ってまいります。
- ・次に、資料の3枚目を御覧ください。関係省庁と連携したネット上で自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策として2点記載しております。
- ・第1に、検索事業者やSNS事業者と、自殺対策に取り組むNPO法人をつなぐ場を12月12日に開催したところであり、引き続き若者を効果的に相談窓口につなげる支援等の促進に取り組んでまいります。
- ・第2に、検索事業者やSNS事業者に対し、自殺願望を表す用語が検索された場合等に適切な相談窓口を案内する取組の実施について、11月22日に検索事業者、11月30日にSNS事業者に対し、それぞれ要請しています。
- ・その他の取組として、関係省庁と連携して、若者のインターネットリテラシーの向上のための啓発活動や改正青少年インターネット環境整備法の早期施行を進めてまいります。
- ・総務省では、以上の取組を着実に進めるとともに、ICTを活用して悩みを抱える若者を適切な相談窓口へつなぐ方策を検討するなど、引き続き再発防止のために取り組んでまいります。

○高橋文部科学省初等中等教育局長

- ・初等中等教育の観点から2点申し上げます。
- ・インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策については、地方公共団体におけるSNSを活用した相談体制の構築に向け、相談事業を実施します。概算要求では、全国10か所を予定しておりましたが、補正予算も活用して拡充を前倒することを検討しております。
- ・インターネット上の有害環境から若者を守るための対策については、総務省や経済産業省と連携し、教職員やスクールカウンセラーに若者のSNSの利用実態を伝える取組を実施します。教職員等に対する研修会に講師として参加していただく、教員研修にプログラムとして加えるといった取組を関係省庁と連携して進めてまいります。加えて、児童生徒からの相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラー等の配置を拡充することにより、学校における教育相談体制を充

実らせてまいります。

○常盤文部科学省生涯学習政策局長

- ・情報モラル教育の充実という観点から説明いたします。
- ・喫緊の対応ですが、12月から開始されました、「あんしんネット・冬休み新学期一斉緊急行動」の一環として、教育委員会等に学校や地域における教育・啓発の実施を依頼いたしました。
- ・さらに、本事件も踏まえて、今後、情報モラル教育に関する教師用指導資料を改訂するとともに、児童生徒向け啓発資料を作成いたします。
- ・引き続き、関係省庁と連携しながら情報モラルに関する教育・啓発を推進してまいります。

○小野田内閣府政策統括官

- ・インターネットを通じて自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策についてですが、子ども・若者が抱える悩みのワンストップの相談窓口として地方公共団体に設置の努力義務が課されている「子ども・若者総合相談センター」の設置の促進、メール、SNS等インターネットを活用した相談体制の導入及び充実を推進してまいります。今後、各地方公共団体への働き掛けを強力に進めるとともに、フォローアップをしっかりと行ってまいります。
- ・次に、インターネット上の有害環境から若者を守るための対策についてですが、フィルタリングの利用促進及びインターネットリテラシーの向上に重点を置いた啓発活動等の取組を一層強力に推進するため、例年2月からの取組を前倒しし、「あんしんネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」を12月から開始いたしました。既に、政府広報のインターネットテキスト広告、内閣府ツイッター、首相官邸メルマガ等を開始しております。今後も関係省庁と連携し、継続的に啓発を進めてまいります。
- ・また、平成30年春頃を予定していた改正「青少年インターネット環境整備法」の施行時期を同年2月に早めることとし、現在、関係政令案のパブリックコメントを実施しております。
- ・さらに、現在、見直しを進めている「青少年インターネット環境整備基本計画」にも、関係省庁と連携して、本事案の再発防止に関連する施策を反映させてまいります。
- ・内閣府では、今後とも関係省庁の皆様と連携を図り、各種施策を推進してまいりたいと思いますので、引き続き、御協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

○寺澤経済産業省商務情報政策局長

- ・第1は、有害情報の削除について、SNS事業者に対する自主的な取組を促しております。それを受けて、ツイッター社では、有害情報発見のためのシステムの強化について進めていると聞いております。今後とも、SNS事業者の自主的な取組をしっかりフォローしてまいります。
- ・第2は、自殺願望を発信する若者の心のケアに関する対策として、検索事業者やSNS事業者と自殺対策に取り組むNPO法人をつなぐ場を設けるとともに、自殺願望を表す用語が検索された際に適切な窓口を案内する取組を要請しております。ツイッター社においても、このようなシステムの開発・導入に取り組んでいると聞いております。
- ・第3は、学校の教職員等への対応ということで、インターネット安全教室への教職員等の参加を要請するとともに、教材作成・講師派遣といった取組を強化してまいります。
- ・第4は、改正青少年インターネット環境整備法の早期施行について、携帯電話の製造事業者との調整を進めているところであります。
- ・引き続き、関係省庁と連携して全力で取り組んでいく所存であります。

○名執法務省人権擁護局長

- ・法務省の人権擁護機関では、全国の法務局等において、法務局職員と人権擁護委員があらゆる人権問題に関する相談に応じています。
- ・自殺願望を発信する若者の心のケア対策としては、人権相談について適切に運用していくとともに、その相談窓口について、関係機関・事業者等とも連携・協力しながら、より一層効果的な周知広報等の取組を行ってまいります。具体的には、今回の事件を契機に、人権相談を担当する者における対応方法及び情報の周知徹底を図るための通知を全国の法務局・地方法務局に発出しました。
- ・また、インターネット上で自殺につながる用語の検索を行った場合に人権相談窓口が表示される取組等、10代後半から20代の若者を中心とする人々を想定した、人権相談窓口の誘導の強化と人権相談窓口についての周知広報を、引き続き実施してまいりたいと考えております。
- ・さらに、若年層が集まる場所・機会を活用した人権相談窓口の周知広報の手法についても、引き続き検討してまいります。
- ・加えて、啓発冊子「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権」や啓発ビデオ「インターネットと人権 加害者にも 被害者にもならないために」等を活用し、青少年のインターネットリテラシーの向上に重点を置いた人権啓発活動をより一層適切に実施してまいります。
- ・法務省としては、このような取組や、従前から力を入れている「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」等の取組を通じて、自殺願望を発

信する若者の心のケア対策に努めてまいります。

(意見交換)

西村内閣官房副長官：取りまとめに盛り込まれている施策について伺いたい。1点目は、サイバーパトロールについて、どのくらいの規模で行う予定なのか。2点目は、自殺に関する書き込みを検知する仕組みについて、これまでどのような検討がなされ、今後どのように進めていこうと考えているのか。3点目は、「子ども・若者総合相談センター」について、現在、都道府県等にどのくらい設置されており、今後どのように増やしていくのか、この3点について伺いたい。

山下警察庁生活安全局長：冬休み期間中の緊急のサイバーパトロールについては、学生ボランティア団体を中心に、数団体をお願いしております。活動が重複しないよう、日々、特定の団体において数名ずつで対応していただけるよう調整しているところであります。来年1月からは予算を活用して民間団体に委託し、1つの団体において、常時2名の体制でパトロールしていただく予定であります。これまで、このようなパトロールについては、ほとんど行われておりませんでしたので、一定程度の発見・通報・削除依頼が行われることになると考えております。

渡辺総務省総合通信基盤局長：検索事業者においては、「自殺」等の書き込みを行うと相談窓口を表示する取組を行っておりますが、自殺をほのめかすような書き込みについてまで対応することができるかについては難しいところもあり、そのような書き込みについてまで対応できないかについては、総務省の研究機関も含めて、今後検討していくべき課題だと考えております。防災においては、そのような取組が既に行われている例もありますので、そちらを活用できないかということも含めて検討してまいりたい。

西村内閣官房副長官：自殺をほのめかすような書き込みを行っており、そのままでは自殺してしまう可能性のあるような方を見つけ出して支援につなげるという仕組みについても検討していただきたい。

開出内閣官房内閣審議官：政府における検討に加えて、SNS事業者においても、そのような仕組みの検討がなされていると思われまますので、SNS事業者とNPO法人をつなぐ場においても検討がなされるようにしていただきたい。

小野田内閣府政策統括官：「子ども・若者総合相談センター」ですが、今年の9月1日時点で、17都道府県・8政令市・50市区町村の75か所で設置がなされているところ、人材やノウハウの不足が課題となっております。そこで、人材育成のための講習の開催や優良事例の紹介といった取組を推進してまいりたい。

西村内閣官房副長官：「子ども・若者総合相談センター」に限らず、SNSを活用した相談対応を含めて、関連する取組について人材・ノウハウを共有してもらいたい。

(幹事会として、「座間市における事件の再発防止策について」(案)を了承)

(西村内閣官房副長官御指示)

- ・先般の関係閣僚会議における官房長官の御指示を受け、政府一体となって検討を進め、今般、座間市における事件の再発防止策について取りまとめることができた。
- ・関係省庁において、従来の取組を検証した上で対策の具体化を進め、事業者への働き掛け等、実施可能な施策から順次実施してきたところであり、まずは各省庁の精力的な取組に感謝したい。
- ・再発防止策のポイントは、今回の事件の加害者のように悪意を有する者が、SNSにおいて自殺願望を発信する若者と接点を持つことを防止する点にある。このため、悪意を有する者が書き込むような「自殺の誘引情報の削除等」は、当然に必要となる。
- ・また、悪意を有する者と接点を持ってしまう前に、SNSにおいて「死にたい」などと書き込む若者のサインに気付き、適切なケアを行うことが非常に重要である。そのためには、「若者が気軽に相談できる環境の整備」が急務である。
- ・従来、行政における相談対応は、面談や電話により実施されてきたところであるが、長野県教育委員会における取組結果によれば、SNSを活用した相談事業においては、若者が気軽に相談を行っていたことが明らかになっている。
- ・若者が日常的に利用しているSNSにより相談窓口につなぎ、相談に応じることは、潜在的に大人に助けを求めている若者のSOSの声を受け止めるために最も適していると言える。現実空間における居場所づくりと併せて、こうした環境を整備することが、極めて重要である。
- ・SNSを活用した相談対応においては、従来の相談対応と異なるノウハウが必要であり、その導入の過程においては、人材や技術的な面を含め、様々な課題を克服しなければならない。
- ・こうした課題を克服し、大人に相談しようと思ってくれた若者を1人でも多く、確実に救うことができるよう、先行した取組を行っている民間・地方自治体の方と協力し、ノウハウ等の共有を行いながら、必要な対策を強力に進められたい。
- ・また、既に取り組んでいただいているが、今回の再発防止策においては、関係省庁間の協力、情報の共有が非常に重要であるので、引き続き、よろしくお願ひしたい。

以 上